

# 葉山町国土強靱化地域計画

令和4年3月

葉山町

## 目次

第1章 総論	2
1 計画策定の趣旨	2
2 地域計画の位置付け	3
3 地域防災計画との関係	3
4 計画期間と見直し	4
5 基本姿勢	4
第2章 本町の地域特性と被害想定	6
1 地域特性	6
2 被害想定	8
第3章 基本的な考え方	10
1 前提とする災害	10
2 基本目標	10
3 事前に備えるべき目標	10
4 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定	11
5 施策分野の設定	13
第4章 脆弱性の確認と取組みの方向性	14
1 脆弱性の確認	14
2 脆弱性の確認結果に基づくマトリクスの作成	14
3 リスクシナリオ別の脆弱性の確認・取組みの方向性	17
第5章 地域計画の進行管理	53
1 地域計画の進行管理	53

# 第1章 総論

## 1 計画策定の趣旨

国は、東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、個々の災害が発生するたびに事後対策を繰り返すことを避けるため、必要な事前防災・減災その他迅速な復旧・復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとして、平成25（2013）年12月に、どのような大規模災害が起きても、都市の主要な機能を機能不全にさせない、強くしなやかなまちづくりを国及び地域が主体となって平時から進めることで、より安全・安心な国づくりにつなげることを目的に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（平成25年法律第95号。以下「基本法」という。）を制定しました。

この基本法に基づき「国土強靱化基本計画」（以下「国基本計画」という。）が平成26（2014）年6月に定められました。平成30（2018）年12月には、新たに発生した災害から得られた知見や社会情勢の変化を踏まえ、国基本計画の改定を行っています。

神奈川県においては、このような国の動きに合わせて、平成29（2017）年3月に県における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる「神奈川県国土強靱化地域計画（以下「県地域計画」という。）」を策定しました。

また、国連において採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた「持続可能な開発目標（SDGs）」を受け、国が策定した持続可能な開発目標（SDGs）実施指針においては、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の総合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」をビジョンに、優先課題として国土強靱化の推進等を定めています。

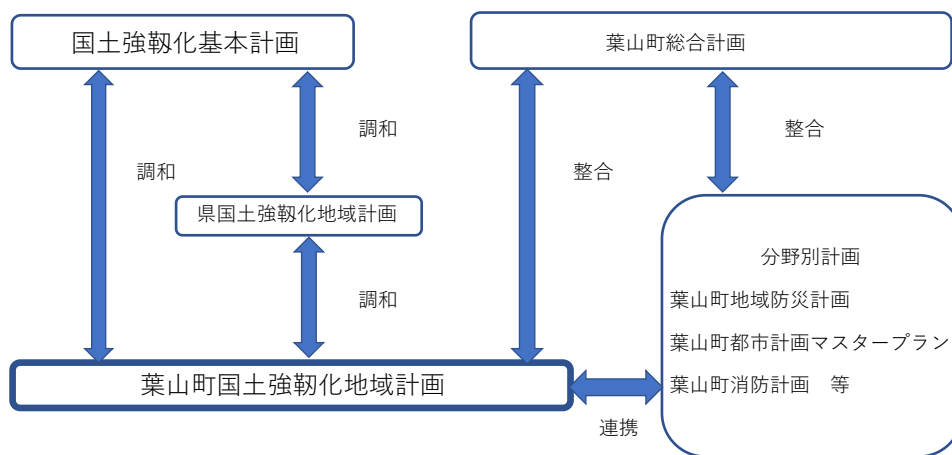
本町においても、「はやま気候非常事態宣言」等を踏まえ、近年、台風に伴う大雨等による被害が甚大化する傾向となっていること等から、大規模自然災害に対する事前防災・減災の取組みを進めることが喫緊の課題になっており、国、県の動きと一体となって、大規模災害が起きても機能不全に陥らず、災害から迅速に回復する「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った、安全・安心な地域づくりを推進するため、本町の強靱化に関する指針となる「葉山町国土強靱化地域計画」（以下「地域計画」という。）を策定するものです。

## 2 地域計画の位置づけ

地域計画は、基本法第13条に基づき策定する国土強靱化地域計画であり、国基本計画、県地域計画と調和した、本町の強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための様々な指針となるものです。

このため、町政の基本方針である葉山町総合計画（以下「町総合計画」という。）との整合を図り、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき策定した葉山町地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）等の分野別計画とも連携した計画として策定しました。

### 【計画の位置づけ】



## 3 地域防災計画との関係

地域計画は、本町に発生しうる災害のリスクを考慮し、最悪の事態に陥ることを避けられるように、事前の取組みを定めたものである一方、地域防災計画は、災害対策基本法に基づき、災害予防対策のほか、災害時の応急対策や発災後の復旧・復興対策について定めたものです。

### 【地域防災計画との比較】

	国土強靱化地域計画	地域防災計画
検討アプローチ	自然災害全般を想定し地域社会の強靱化	災害の種類ごとの発生時の対応力の強化
対象フェーズ	災害発生前	災害発生前・発生時・発生後
施策の設定方法	人命保護や被害の最小化などを図るため、最悪の事態を回避する施策	予防・応急・復旧などの具体的対策

## 4 計画期間と見直し

地域計画は、災害に強い人づくり、地域づくり、まちづくりの取組みの方向性を示すものであり、計画期間を定めません。

町総合計画の改定や国基本計画の見直し、関係法令の改正、大規模自然災害による社会情勢の変化等が発生した場合には、本町で設定する「起きてはならない最悪の事態」及び脆弱性の再認識を行い、必要に応じて計画の見直しを行うものとしてします。

## 5 基本姿勢

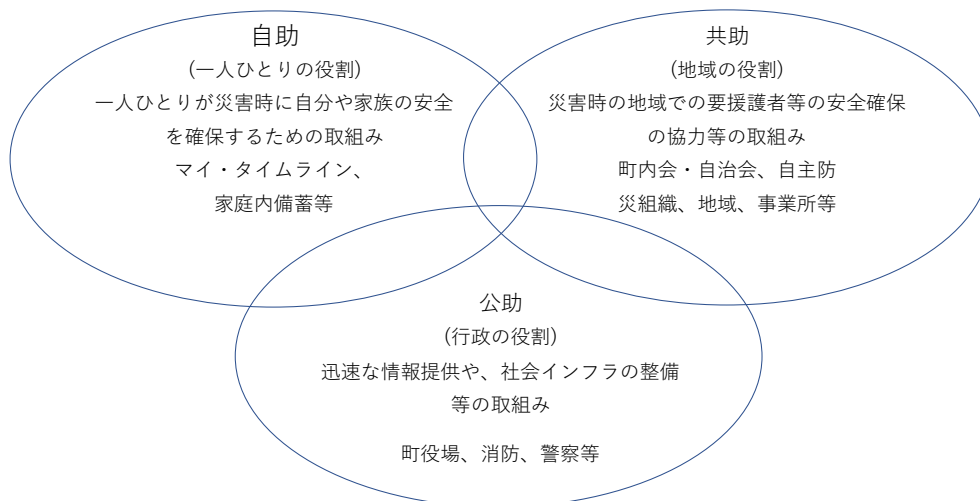
本町の強靱化に向けた取組みは、様々な主体が一体的かつ横断的な体制の下で、一丸となって推進していく必要があります。そのためには、国、神奈川県、関係団体、民間事業者、町民等との連携・協力を進めることが重要であり、平時から様々な取組みを通じて、体制の構築と向上を進めていく必要があります。

### (1) 自助・共助・公助

本町の強靱化を効果的に推進するため、自助・共助・公助の概念に基づき、行政、民間事業者、町民等が連携・役割分担しながら、多様な施策を推進します。

また、強靱化の妨げとなる原因を検証し、短期的な視点によらず、中・長期的な視点を持って、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせながら、計画的に取り組んでいます。

### 【自助・共助・公助の概念】



## （２）多様な視点での推進

各地域の担い手が適切に活動できる環境の整備や、高齢者、障害のある人、乳幼児等の災害時要援護者への配慮、環境との調和や景観の維持等、多様な視点から効果的に強靱化に資することができる施策を推進します。

## 第2章 本町の地域特性と被害想定

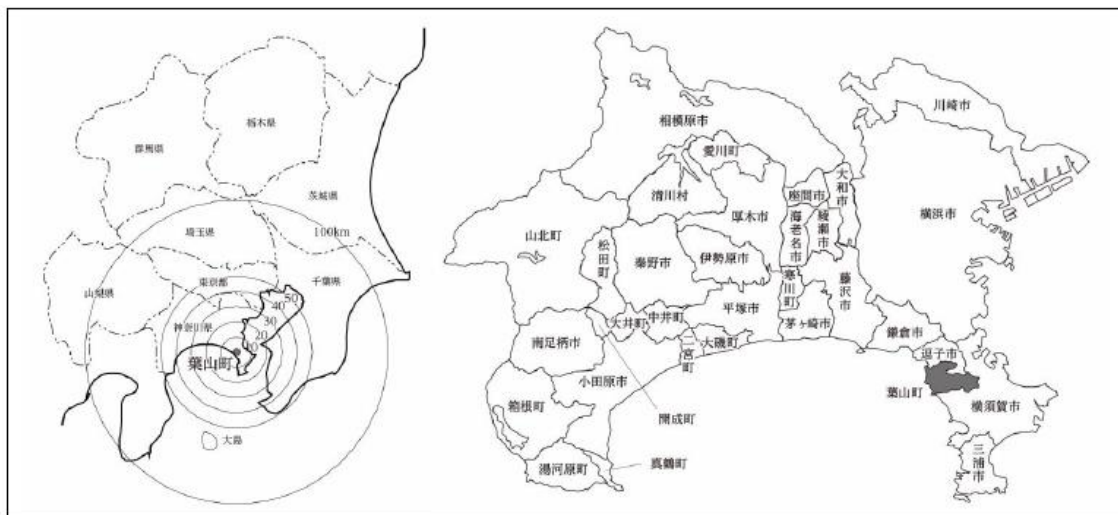
### 1 地域特性

#### (1) 位置・面積

本町は、神奈川県南東部の三浦半島の北西部に位置し、北は逗子市に、南東は横須賀市に接し、西は相模湾に面しています。町の面積は、17.04km<sup>2</sup>であり、海岸線は、南北直線距離約4kmとなっています。

東京都心から約50km、横浜市の中心部から約20km、首都圏の一角に位置しています。

#### 【本町の位置図】



#### (2) 地形・地質

本町の地形は、南東に三浦半島で一番高い大楠山から連なる峰山の丘陵、北東に大山、二子山等の丘陵、町の中央部に大峰山と山塊があり、これらの山々を水源とする下山川、森戸川が西に流れ相模湾に注いでいます。

本町の地質の特徴は、新第三紀中新世の葉山層群と逗子層群から成り立っています。葉山層群は、大山砂岩、大沢礫岩、戸根山互層、森戸泥岩からなり町中部を東西に走る地層であり、後者の逗子層は、町の北部及び南部にそれぞれ東西に逗子泥岩、御用邸岬凝灰岩、水源地石灰岩から構成されています。これらの両地層群の間に破砕帯（丹沢、嶺岡隆起帯）ともいわれている部分が東西に走り、崩壊堆積物で構成されています。また、下山川と森戸川の河口付近には平地が開け沖積層や洪積層の砂泥や海岸砂等となっています。

#### (3) 自然

本町の南北4kmの海岸線は、砂浜と岩礁の美しい景観を有し「日本の渚百選」に選出されているとともに、眺望に優れる長者ヶ崎や森戸の夕照は、「かながわの

景勝50選」となっています。また、森戸、一色、長者ヶ崎・大浜の3つの海水浴場とマリナーが整備され、マリンスポーツの拠点が形成されています。

市街地の背後に広がる山々のみどりは、首都圏に残された貴重な憩いの空間であり、ハイキング・散策に活用されています。

#### (4) 人口・世帯

本町の人口は31,665人、世帯数は12,932世帯と、この5年間で人口は431人減少し、世帯数は352世帯増加しています。65歳以上人口は10,252人で、高齢化率は、32.4%となっています。

#### (5) 住宅

本町の固定資産税家屋課税台帳を基に増築及び滅失分を除く等の条件により抽出した住宅戸数は、14,117戸です。そのうち、耐震性のある住宅は、9,654戸と推計されます。昭和57年以降に建築された建物が約65%となっています。

#### (6) 土地利用

本町は全域が都市計画区域であり、総面積は17.04km<sup>2</sup>で、市街化区域5.13km<sup>2</sup>(30%)、市街化調整区域は、11.91km<sup>2</sup>(70%)に区分されています。

市街化区域は、都市的土地利用が市街化区域面積の82.9%を占め、そのうち住宅用地が54.4%、その他の空き地が4.6%を占めています。市街化区域内には用途地域が指定されていますが、町の特徴として工業系の用途地域はありません。

#### (7) 交通

鉄道のない本町では、交通は自動車に大きく依存しており、道路交通が重要なものとなっています。

道路交通体系は、国道134号及び県道27号(横須賀葉山)、県道207号(森戸海岸)、逗葉新道、国道16号(横浜横須賀道路)、県道217号(逗子葉山横須賀)、県道311号(鎌倉葉山)を主要な幹線道路として形成されています。

※人口と世帯は、令和2年10月1日現在(国勢調査)、土地利用は、平成28年3月31日現在(都市計画基礎調査)、その他は、令和3年1月1日現在の数値を使用しています。



## 2 被害想定

### (1) 地震

本町では、平成27年3月に県が公表した「神奈川県地震被害想定調査」の調査結果から、町の人的、物的被害の大きい三浦半島断層群の地震、大正型関東地震、南海トラフ巨大地震を想定地震とします。

本町の被害想定は、次のとおりです（「平成26年度神奈川県地震被害想定調査報告書」から作成）。

種別	種目	三浦半島断層群の地震	大正型関東地震	南海トラフ巨大地震
	モーメントマグニチュード	7.0	8.2	9.0
	最大震度	6強	6強	5弱
	最小震度	6弱	6強	5弱
人的被害	死者数（津波以外）（人）	10	80	0
	死者数（津波）（人）	—	360	70
	負傷者数（人）	240	680	*
	うち重傷者	*	30	0
建物被害	全壊棟数（棟）	310	1,800	300
	半壊棟数（棟）	1,510	3,320	680
火災被害	炎上出火件数（件）	*	*	0
	焼失棟数（棟）	0	1,140	0
	自力脱出困難者（人）	30	260	0
避難者数	1日目～3日目（人）	2,580	12,550	2,660
	1か月後（人）	2,580	10,880	1,620
帰宅困難者数	直後（人）	640	640	640
	2日後（人）	640	640	0
	エレベータ停止台数（台）	30	30	0
ライフライン	電力：停電件数（軒）	0	9,970	680
	都市ガス：供給停止数（戸）	0	4,700	0
	LPガス：供給支障数（戸）	90	110	0
	上水道：断水人口直後（人）	1,660	7,540	0
	下水道：機能支障人口（人）	750	1,550	140
	通信：不通回線数（回線）	11,170	11,300	11,410
	災害廃棄物（万トン）	10	52	7

（備考） —：データなし \*：わずか（計算上0.5以上10未満） 0：計算上0.5未満は0としています。

## (2) 津波

津波被害は、「津波防災地域づくりに関する法律」(平成23年法律第123号)に基づき、平成27年3月に県が公表した津波浸水想定における浸水域、浸水深及び最大津波高さを災害想定とします。

## (3) 風水害

本町は、主として5月から10月にかけて大雨や強風により被害が発生しており、これらの被害の原因は、おおよそ、「梅雨前線や秋雨前線と低気圧に伴う大雨」や「台風」によるものとなっています。気象、地形・地質、都市構造等の複数の要因が重なり合って発生することが多く、定量的に被害予測をすることは困難です。

このことから、気象想定等での過去の被害状況を基礎資料にするとともに、これらに起因して発生する可能性のある浸水・洪水、土砂災害、高潮等を被害想定とします。

## 第3章 基本的な考え方

### 1 前提とする災害

あらゆる大規模自然災害に備えるという基本法の趣旨を踏まえ、地震、地震火災、風水害等の自然災害全般を想定リスクとします。

### 2 基本目標

大規模自然災害の発生時は、人命の保護が最優先事項となります。

また、国土強靱化の本質を捉え、致命傷の回避、被害の最小化に向けた強さと、被災後の迅速な復旧・復興を目指した、しなやかさを備えることが重要です。

これらを踏まえ、本町の強靱化を推進するに当たり、国基本計画に掲げられた基本目標及び地方自治体としての役割を踏まえ、次の4つの「基本目標」を設定しました。

- I 人命の保護が最大限図られること
- II 社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- IV 迅速な復旧・復興

### 3 事前に備えるべき目標

基本目標の達成に向けて、本町の地域特性や、過去の災害等の教訓を踏まえながら、地域計画を推進するための具体的な目標として8つの「事前に備えるべき目標」を設定しました。

#### 【事前に備えるべき目標】

事前に備えるべき目標	
1	直接死を最大限防ぐ
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
3	必要不可欠な行政機能は確保する
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
5	経済活動を機能不全に陥らせない
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
7	複合災害・二次災害を発生させない
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

#### 4 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

4つの基本目標と8つの事前に備えるべき目標を基に、国基本計画で設定された45の「起きてはならない最悪の事態」、県地域計画の40の「起きてはならない最悪の事態」との整合性を図りながら、本町の地域特性や分かりやすさを考慮した、28の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」（以下「リスクシナリオ」という。）を次のとおり設定しました。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	建物等の倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4	異常気象による長期的な住宅地等の浸水
		1-5	大規模な風水害・土砂災害等による多数の死傷者の発生
		1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期間停止
		2-2	消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-3	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期間の途絶
		2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-6	被災地における疾病・感染症等の大規模発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
		5-2	社会経済活動・サプライチェーンの維持に必要なエネルギーの供給停止
		5-3	食料等の安定供給の停滞
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワークや石油・ガスサプライチェーンの機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
7	複合災害・二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災等の発生
		7-2	沿道の建物倒壊等による直接的な被害及び交通麻痺
		7-3	風評被害等による地域経済等への甚大な影響
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復旧・復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

## 5 施策分野の設定

リスクシナリオを回避するための施策を整理するため、県地域計画における施策分野や本町の地域特性を勘案し、次の6つの個別施策分野と2つの横断的分野を設定しました。

### 個別施策分野

行政機能／消防等  
住宅・交通・国土保全  
保健医療・福祉  
情報通信  
産業・物流・エネルギー  
環境・農林水産

### 横断的分野

リスクコミュニケーション  
老朽化対策

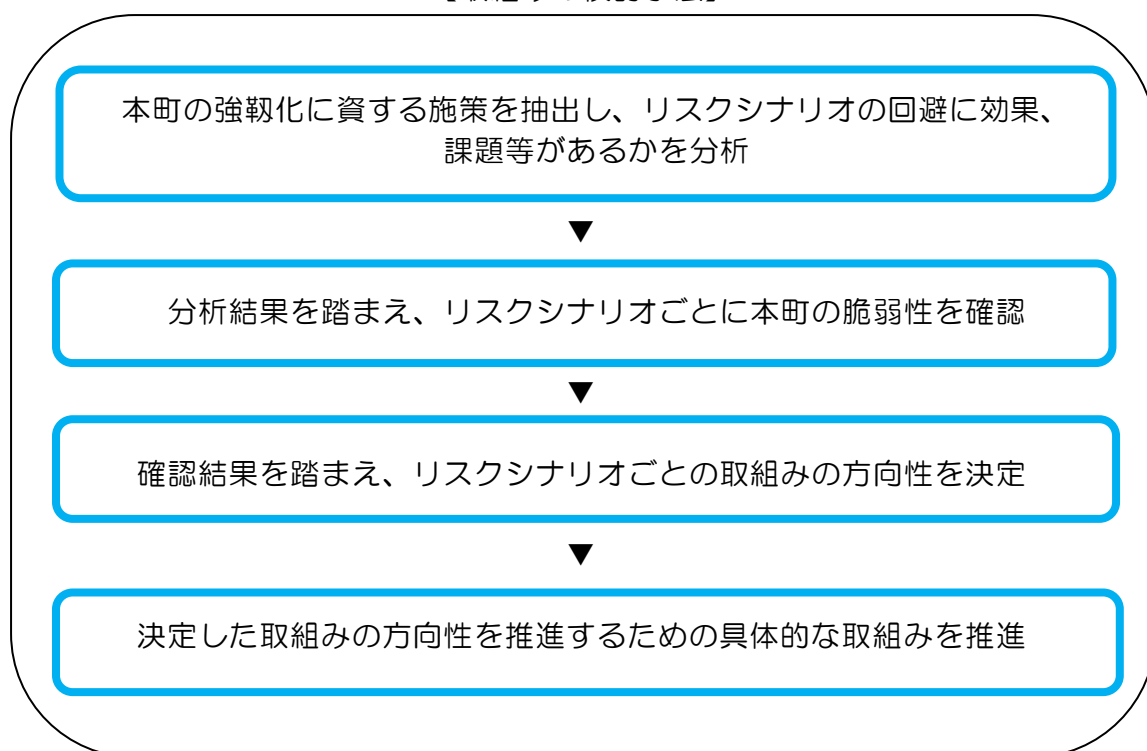
## 第4章 脆弱性の確認と取組みの方向性

### 1 脆弱性の確認

本町では、これまでも事前防災・減災及び強靱化に資する施策に取り組んできましたが、令和元年東日本台風等の過去の教訓を踏まえ、これまで以上に施策の推進を図る必要があります。

そのため、「リスクシナリオ」及び「施策分野」の設定に基づく本町の脆弱性を確認し、リスクシナリオを回避するために必要となる取組みの方向性と具体的な取組みをまとめました。

#### 【取組みの検討手法】



### 2 脆弱性の確認結果に基づくマトリクスの作成

脆弱性の確認結果を踏まえ、個々のリスクシナリオに対する取組みの方向性を施策分野ごとに整理してマトリクスにまとめました。

このマトリクスにより、本町の強靱化に資する施策に漏れがないことや、関連する施策の進捗状況、連携等を確認することができます。

#### マトリクスの見方

縦軸にリスクシナリオ、横軸に施策分野を配置しています。

リスクシナリオに対して取り組む施策分野がある場合に「○」を記載しています。

脆弱性の確認結果に基づくマトリクス

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		施策分野							
		行政機能 ／ 消防等	住宅 ・ 交通 ・ 国土 保全	保健 医療 ・ 福祉	情報 通信	産業 ・ 物流 ・ エネルギー	環境 ・ 農林 水産	リスク コミュニケーション	老朽 化対策
1-1	建物等の倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	○	○	○				○	○
1-2	市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	○	○	○				○	○
1-3	大規模津波等による多数の死傷者の発生	○	○	○	○			○	○
1-4	異常気象による長期的な住宅地等の浸水		○						○
1-5	大規模な風水害・土砂災害等による多数の死傷者の発生	○	○	○	○		○	○	○
1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	○		○	○			○	
2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期間停止	○	○	○		○		○	○
2-2	消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	○						○	
2-3	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期間の途絶	○	○			○			
2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱	○				○			
2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	○	○	○	○			○	○
2-6	被災地における疾病・感染症等の大規模発生			○	○			○	
3-1	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	○				○		○	○
4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	○			○	○		○	○
4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	○		○	○			○	



起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		施策分野							老朽化対策
		行政機能 ／ 消防等	住宅 ・ 交通 ・ 国土 保全	保健 医療 ・ 福祉	情報 通信	産業 ・ 物流 ・ エネルギー	環境 ・ 農林 水産	リスク コミュニケーション	
5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下					○		○	
5-2	社会経済活動・サプライチェーンの維持に必要なエネルギーの供給停止					○		○	
5-3	食料等の安定供給の停滞					○	○		○
6-1	電力供給ネットワークや石油・ガスサプライチェーンの機能の停止		○			○		○	○
6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止	○	○						○
6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	○	○				○		○
6-4	地域交通ネットワークが分断する事態	○	○						○
7-1	市街地での大規模火災等の発生	○						○	
7-2	沿道の建物倒壊等による直接的な被害及び交通麻痺	○	○					○	○
7-3	風評被害等による地域経済等への甚大な影響	○						○	
8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	○					○		
8-2	復旧・復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	○	○					○	
8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	○		○				○	

### 3 リスクシナリオ別の脆弱性の確認・取組みの方向性

#### (1) 直接死を最大限防ぐ

##### 1-1 建物等の倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

###### 脆弱性の確認

建物等の倒壊による崩落に巻き込まれる危険性が高まるとともに、道路等の通行不能により、避難路や緊急輸送道路としての機能を失わせ、多数の死傷者の発生につながるおそれがあります。

町役場、福祉施設、教育施設等の公共施設は、それらの本来の機能の維持管理が求められるとともに、不特定多数の人が利用することから災害時の安全確保や老朽化対策、耐震化等を実施していく必要があります。

###### 取組みの方向性

- 建物や道路等の維持管理及び耐震化・整備により、災害に強いまちづくりを推進します。
- 効果的な消防・救急体制の構築を推進し、災害対応力の強化を図ります。
- 町民と地域コミュニティによる自助・共助の取組みを促進するとともに、支援体制の強化を図ります。
- 防災工事等の助成制度の充実を図り、家屋の倒壊防止等を促進します。


###### 具体的な取組例

###### <建物等の耐震化、改修>

- 避難所となる町立小・中学校の校舎・屋内運動場をはじめとした公共施設の計画的な修繕、改修を行います。
- 木造住宅について、耐震改修工事に関する助成制度や耐震診断を実施し、耐震化に対する普及啓発を行います。

###### <道路等の整備>

- 道路等の脆弱性への対策やネットワークの多重性を図ります。
- 橋りょう長寿命化修繕計画に基づき点検・計画策定・工事を実施します。
- 道路等に面する危険性の高いブロック塀等の除去に係る支援を行うとともに、所有者自身による安全点検の必要性を周知します。
- 都市計画道路の整備等を計画的に実施します。
- 車両の円滑な通行など様々な面に配慮しながら町道の維持管理・整備を推進します。



□緊急に道路啓開を行う必要がある緊急輸送道路等を中心に、無電柱化の可能性を模索します。

<消防力の強化>

□消防庁舎、消防団詰所の整備や、消防車両及び資機材の計画的な更新を推進します。

□救急救命士の計画的な養成、高度救命処置用資器材の整備等、救急業務の高度化を推進します。

<家屋の倒壊防止>

□危険木伐採工事費助成金制度やがけ地の防災工事に対する支援を行い、家屋の倒壊防止等を促進します。

<自助・共助の取組み>

□家具転倒防止対策等の自助の取組みについて啓発を行います。

□救出活動等の自主防災の取組みや応急手当等の共助の取組みについて、訓練等を通じて、促進します。

## 1-2 市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

### 脆弱性の確認

震災による火災に巻き込まれる危険性が高まるとともに、道路等の通行不能により、避難路や緊急輸送道路としての機能を失わせ、延焼による人的被害の拡大や、救助や消火活動の遅延による多数の死傷者の発生につながるおそれがあります。

近年、激甚化する災害によって消防部隊の到着に時間を要する等の状況が生じたこともあることから、これまで以上に自助・共助の概念の浸透、推進が求められます。

火災発生の防止、火災の早期発見、延焼を防止するため、感震ブレーカー、住宅用火災警報器及び住宅用消火器の設置を促進する必要があります。

### 取組みの方向性

- 建物や道路等の維持管理及び耐震化・整備により、災害に強いまちづくりを推進します。
- 効果的な消防・救急体制の構築や火災予防対策を推進し、災害対応力の強化を図ります。
- 町民と地域コミュニティによる自助・共助の取組みを促進するとともに、支援体制の強化を図ります。


### 具体的な取組例

#### <建物等の耐震化、改修>

- 木造住宅について、耐震改修工事に関する助成制度や耐震診断を実施し、耐震化に対する普及啓発を行います。

#### <道路等の整備>

- 道路等の脆弱性への対策やネットワークの多重性を図ります。
- 橋りょう長寿命化修繕計画に基づき点検・計画策定・工事を実施します。
- 道路等に面する危険性の高いブロック塀等の除去に係る支援を行うとともに、所有者自身による安全点検の必要性を周知します。
- 都市計画道路の整備等を計画的に実施します。
- 車両の円滑な通行など様々な面に配慮しながら町道の維持管理・整備を推進します。



□緊急に道路啓開を行う必要がある緊急輸送道路等を中心に、無電柱化の可能性を模索します。

<消防力の強化>

- 消防庁舎、消防団詰所の整備や、消防車両及び資機材の計画的な更新を推進します。
- 消火栓や防火水槽等の消防水利を定期的に点検、修繕するとともに、河川等の自然水利を適切に組み合わせた整備を進めます。
- 救急救命士の計画的な養成、高度救命処置用資器材の整備等、救急業務の高度化を推進します。
- 街頭消火器の点検整備を進めます。

<自助・共助の取組み>

- 火災予防等の自助の取組みについて啓発を行います。
- 初期消火等の自主防災の取組みや応急手当等の共助の取組みについて、訓練等を通じて、促進します。

## 1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生

### 脆弱性の確認

町民が津波から安全に避難できるよう、ハザードマップ等による啓発を推進するなどソフト対策を推進していく必要があります。

指定緊急避難場所の指定と津波避難路を整備していますが、周知を図っていく必要があります。

また、速やかな避難行動に役立つ海拔表示の看板等の設置を行うとともに、夜間における避難行動のため、停電時にも点灯する避難誘導灯の整備を行う必要があります。

### 取組みの方向性

○津波避難施設等の整備を推進します。

○津波避難訓練を実施するなど津波対策を推進します。

○町民と地域コミュニティによる自助・共助の取組みを促進するとともに、支援体制の強化を図ります。

### 具体的な取組例

#### <防災力の向上>

□速やかな避難行動に役立つ海拔表示板の設置や津波避難経路誘導路面シート等の整備を推進します。

#### <避難行動の推進>

□津波避難訓練を毎年実施するとともに、ハザードマップ等を活用し、町民の意識向上に努め、安全な避難行動を推進します。

#### <自助・共助の取組み>

□自主防災組織による防災訓練や自主防災リーダーの活動等を促進します。

## 1-4 異常気象による長期的な住宅地等の浸水

### 脆弱性の確認

町民が安全に避難できるよう、ハザードマップ等による啓発を推進するなどソフト対策を推進していく必要があります。

水害による被害を最小限にするため、河川の障害物の除去、排水路（側溝）等の清掃等を実施する必要があります。

また、県が管理する二級河川下山川、森戸川の着実な改修・管理の実施を要望していく必要があります。

### 取組みの方向性

○河川や雨水管等の維持管理及び整備により、浸水被害の軽減を図ります。

○訓練や研修を通じて浸水想定区域等の周知等を実施することにより、避難体制の強化に努めます。

### 具体的な取組例

#### <河川氾濫の防止>

□河川や排水路、雨水管等の維持管理及び整備等を実施します。

□河川改修のほか、護岸、河川施設等の適切な維持管理を県に要望します。

#### <避難行動の推進>

□ハザードマップやマイ・タイムライン等を活用し、避難に関する町民の意識向上に努め、安全な避難行動を推進します。

## 1-5 大規模な風水害・土砂災害等による多数の死傷者の発生

### 脆弱性の確認

治水対策等が近年の局地的な大雨等に対応できない場合や管理の不十分な森林の拡大により、土砂災害等が発生する可能性が高まるとともに、土砂災害や河川氾濫の危険がある区域の周知や警戒避難体制の整備不足によって、多数の死傷者が発生するおそれがあります。

また、土砂災害や風水害に起因する道路閉塞等により、孤立地区の発生や救助活動に遅れが生じるおそれがあります。

### 取組みの方向性

- 道路閉塞を防止する取組みや河川や雨水管等の整備等により、土砂災害や浸水被害の軽減を図ります。
- 訓練や研修を通じて、土砂災害警戒区域や浸水想定区域等の周知を実施することにより、避難体制の強化に努めます。
- がけ崩れなど土砂災害の防止対策を推進します。
- 森林や緑地の保全に努めます。

### 具体的な取組例


#### <土砂災害、河川氾濫の防止>

- 道路等の脆弱性への対策、河川や排水路、雨水管等の維持管理及び整備等を実施します。
- 河川改修のほか、護岸、河川施設等の適切な維持管理を県に要望します。
- がけ崩れに対する注意事項について周知を実施するとともに、がけ地の防災工事に対する支援等を実施します。
- 急傾斜地指定区域内の急傾斜地崩壊防止施設の整備を行うよう県に要望します。
- 山地災害の危険性の高い保安林指定地から計画的に治山事業を進めるよう県に要望します。

#### <森林や緑地の保全>

- 町有緑地については、危険木の伐採及び剪定、下草刈り、松くい虫の防除などにより適切な管理を行います。
- 私有林や民有緑地については、危険木伐採工事費助成金、緑地保全奨励金、枯れ松防除補助金などの支援制度により森林や緑地の保全を促進します。





<避難体制の強化>

□ハザードマップやマイ・タイムライン等を活用し、避難に関する町民の意識向上に努め、安全な避難行動を推進します。

## 1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

### 脆弱性の確認

防災情報や避難情報が迅速かつ確実に伝達されないことにより、円滑な避難に支障が生じるおそれがあります。

また、一人ひとりが自身の状況に応じた適切な避難行動をとれないことにより、多数の死傷者が発生するおそれがあります。

### 取組みの方向性

- 既存の防災用通信機器及び関連システム等の適正な管理や機能強化、情報通信技術の進展への対応等、情報発信力の確保・強化を図ります。
- 訓練や研修を通じて、状況に応じた避難判断力、避難行動力の向上を図ります。

### 具体的な取組例

#### <避難情報等の的確な伝達>

- 防災行政無線等の通信機器の適切な維持管理を行います。
- 情報通信技術の進展等を踏まえながら、各種通信システム等の更新・再整備を進めます。
- 様々な情報伝達手段について、町民への周知に努めます。

#### <避難行動の推進>

- 自主防災組織や自主防災リーダーの活動等、様々な機会を通じて、防災知識の普及啓発に努めます。
- 適切な避難判断・行動がとれるようハザードマップによる避難リスクの周知や、マイ・タイムラインの作成を促進するとともに、風水害対策訓練等を実施します。
- 要配慮者利用施設の利用者等が迅速な避難行動を行えるよう、避難確保計画の策定を支援する等、施設の避難体制の整備を支援します。

(2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

## 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期間停止

### 脆弱性の確認

災害協定の締結等により、県、町、民間事業者等が連携して物資調達・供給体制を構築し、実効性を高めていく必要があります。

また、町民・事業所等における生活物資等の備蓄を促し、町として計画的な備蓄に取り組むとともに、民間事業者等と連携した供給体制を構築する必要があります。

災害時に道路や橋りょう等の通行不能により、物資供給の機能を失わせるおそれがあります。

災害発生に伴い水道施設の破損が生じた場合、広範囲の給水に支障が生じるおそれがあります。災害時の飲料水や生活用水を確保するため、災害時の応急給水活動が必要です。

### 取組みの方向性

- 効果的な支援物資の調達・供給体制の構築を推進し、災害対応力の強化を図ります。
- 道路・橋りょう等の維持管理及び整備により、災害に強いまちづくりを推進します。
- 町民と地域コミュニティによる自助・共助の取組みを促進するとともに、支援体制の強化を図ります。
- 災害用指定井戸の町民への周知と制度の充実を図ります。

### 具体的な取組例

#### <防災体制の強化>

- 災害協定の締結等により、県、町、民間事業者等が連携した物資の調達・供給体制を構築します。
- 町民、事業者に対し、必要最低限の物資（3日分）を備蓄するよう啓発します。
- 災害時の生活用水等の確保のため、要件を満たす井戸を災害用指定井戸として登録するとともに、町民への周知や制度の充実を図ります。



<道路等の整備>

- 道路等の脆弱性への対策やネットワークの多重性を図ります。
- 橋りょう長寿命化修繕計画に基づき点検・計画策定・工事を実施します。
- 車両の円滑な通行など様々な面に配慮しながら町道の維持管理・整備を推進します。
- 緊急に道路啓開を行う必要がある緊急輸送道路等を中心に、無電柱化の可能性を模索します。

<給水体制の確保>

- 県企業庁に対し、水道施設の耐震化及び給水体制の確保について要望します。
- 災害時の応急給水体制の整備を図るとともに、県企業庁と町との災害時の応急給水に関する訓練等を実施します。

## 2-2 消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

### 脆弱性の確認

多数の死傷者の発生を防ぐには、発災後72時間以内の集中的な救助・捜索が重要となりますが、数多くの活動現場がある中で、人的・物的資源の投入に限界が生じるおそれがあります。

また、道路の閉塞等による交通ネットワークの途絶によって、救助・捜索が遅延する可能性があります。

### 取組みの方向性

- 必要な消防部隊の配置・増強等により、効果的な消防・救急体制を構築し、消防力の強化を図ります。
- 関係機関との連携訓練や普及啓発の推進、自主防災組織等への支援等を通じて、自助・共助の取組みを促進し、防災力の向上を図ります。
- 緊急輸送道路等の閉塞を防止する取組みを推進します。

### 具体的な取組例

#### <消防力の強化>

- 消防庁舎、消防団詰所の整備や、消防車両及び資機材の計画的な更新を推進します。
- 消火栓や防火水槽等の消防水利を定期的に点検・修繕するとともに、河川等の自然水利を適切に組み合わせた整備を進めます。
- 訓練等を通じて、緊急消防援助隊の受入体制の強化や消防団員のより高度な知識、技術の習得を図ります。

#### <防災力の向上>

- 防災関係機関との連携訓練を通じて、災害対応力の強化を図ります。

#### <自助・共助の取組み>

- 自主防災組織等への支援を通じて、共助の取組みを推進します。
- 町民、事業者に対し、必要最低限の物資（3日分）を備蓄するように啓発します。



<緊急輸送道路等の確保>

- 道路等の脆弱性への対策、下水道管きょ等の耐震化、道路ネットワークの多重化を図ります。
- 緊急に道路啓開を行う必要がある緊急輸送道路等を中心に、無電柱化の可能性を模索します。

## 2-3 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期間の途絶

### 脆弱性の確認

大規模災害時にエネルギー供給の途絶によって、救助・救急、医療活動が遅延する可能性があります。

### 取組みの方向性

- 大規模災害時に災害対策上重要な車両や施設等に対する安定した石油類燃料の供給を行うため、燃料の確保対策を進めます。
- 自立分散型エネルギーシステムの導入を検討します。

### 具体的な取組例

#### <燃料の確保>

- 大規模災害時に災害対策上重要な車両や施設等に対する安定した石油類燃料の供給を確保するため、関係団体との協定により燃料の確保対策を進めます。

#### <電力の確保>

- 防災拠点となる公共施設など長期の停電によるリスクを回避し、エネルギー供給の自立化・多様化を図るため、再生可能エネルギーシステムやEVの蓄電池利用、自家発電機による電力確保など、自立分散型エネルギーシステムの導入の検討を進めます。

## 2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

### 脆弱性の確認

大規模災害時において、帰宅困難者を極力発生させないため、事業所等において、当面の間、従業員等を留めおく必要があります。

### 取組みの方向性

- 帰宅困難者対策を推進します。
- 再生可能エネルギーシステムの利用を促進します。

### 具体的な取組例

#### <防災体制の強化>

- 事業者に対し、必要となる最低限の物資（3日分）を備蓄するように啓発します。

#### <電力の確保>

- 災害等で停電等に備え、事業所等における電気を確保するため、再生可能エネルギーシステム（太陽光発電システム、燃料電池及び蓄電池等）の利用を促進します。



## 2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

### 脆弱性の確認

広域的かつ大規模な災害の場合、医療機関等において大量に発生する負傷者が応急処置・搬送・治療能力等を上回るおそれがあります。

また、道路等の通行不能により、緊急輸送道路としての機能が失われ、支援ルートの途絶につながるおそれがあります。

町保健センター等は、医療救護所として利用することから災害時の安全確保や老朽化対策、耐震化等を実施していく必要があります。

### 取組みの方向性

- 逗葉医師会、逗葉歯科医師会、逗葉薬剤師会と連携を図りながら医療救護活動を推進します。
- 道路・橋りょう、公共施設等の維持管理及び整備・耐震化により、災害に強いまちづくりを推進します。

### 具体的な取組例

#### <医療救護体制の強化>

- 災害で設置が必要と判断した場合、被害状況に応じて事前に指定した公共施設等を医療救護所として開設します。
- 災害の規模に応じて災害拠点病院等におけるDMAT等の救護班の受入準備、重傷者の搬送などが行われるよう関係機関と調整を図ります。

#### <道路等の整備>

- 道路等の脆弱性への対策やネットワークの多重性を図ります。
- 橋りょう長寿命化修繕計画に基づき点検・計画策定・工事を実施します。
- 都市計画道路の整備等を計画的に実施します。
- 車両の円滑な通行など様々な面に配慮しながら町道の維持管理・整備を推進します。
- 緊急に道路啓開を行う必要がある緊急輸送道路等を中心に、無電柱化の可能性を模索します。



<建物等の耐震化、改修>

- 医療救護所となる町保健センター、町立小学校の校舎・屋内運動場をはじめとした公共施設の計画的な修繕、改修を行います。

## 2-6 被災地における疾病・感染症等の大規模発生

### 脆弱性の確認

大規模災害が発生した場合、被災地の衛生環境を維持することが困難となり、環境が悪化することによって、疾病・感染症が発生するおそれがあります。

また、避難所等における疾病・感染症のまん延は、災害に関する人的被害の拡大につながることから、負傷者の状況把握や応急医療対策とともに、平時からの感染症予防対策等が求められています。

### 取組みの方向性

- 各種予防接種を促進します。
- 避難所等として利用する施設の整備、改修等により、衛生環境の確保を図ります。
- 訓練やマニュアル等の見直し、衛生用品の備蓄を行う等、衛生対策を推進します。
- 避難者の健康状態を継続的に把握する体制を確立し、疾病・感染症患者が発生した際にも、迅速に対応できる体制づくりを推進します。

### 具体的な取組例

#### <衛生環境の確保>

- 平時から感染症の発生やまん延を防止するための予防接種を促進します。
- 避難所等の衛生環境の悪化を抑制するため、下水道管きよの耐震化を進めます。
- 避難所等として利用する小・中学校のトイレ等の整備、改修を進めます。

#### <衛生対策の向上>

- 消毒用アルコール等の衛生用品や、感染症対策物品の整備を進めます。
- 発災時のペット同行避難の考え方等の普及啓発に努めるとともに、定期的予防接種の実施等の自主的な衛生対策の取組みを促進します。
- 訓練や各種マニュアルの整備を通じて、感染症等の拡大防止を図ります。

#### <感染症発生に即応できる体制づくり>

- 避難者の応急手当や健康状態を定期的に把握できる体制を整備します。
- 感染症の発生を抑制する取組みを推進するとともに、感染症患者が発生した場合には、迅速に対応できるよう連絡体制を整備します。

### (3) 必要不可欠な行政機能は確保する

#### 3-1 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

##### 脆弱性の確認

自然災害が発生したとき、町は、地域防災計画に基づき、災害応急対策活動や災害復旧活動の主体として非常に重要な役割を担いますが、その拠点となる町役場及び消防庁舎の町有建築物の倒壊等により、災害時の迅速な応急対策や復旧・復興対策が遅れるおそれがあります。

また、職員自身が被災することにより、人員不足や災害対応業務に混乱が生じるおそれがあります。

##### 取組みの方向性

- 重要な防災拠点となる町有施設等の計画的な改修、維持管理により、町役場等の機能不全の抑制を図ります。
- 災害対応業務の整理、各種計画やマニュアルの見直しを継続的に進め、職員個人の災害対応力の強化を図ります。
- 自立分散型エネルギーシステムの導入を検討します。


##### 具体的な取組例

###### <町役場等の機能不全の抑制>

- 行政機能の適正配置や、計画的かつ効果的な公共施設の維持・保全により、災害に備えます。
- 町役場の業務継続計画（BCP）の実行性を高めるため、必要に応じて見直しを図るとともに、訓練・研修等を実施し、職員へ計画の周知を推進し、災害時における業務の継続性を高めます。

###### <職員の災害対応力の強化>

- 災害時に参集する非常配備要員や、業務継続計画（BCP）等を定期的に見直し、災害発生に備えます。
- 災害発生時等における職員の初動対応をはじめとした、災害時の各種マニュアルの整備や、総合防災訓練等の各種訓練を通じて、災害に即応できる体制づくりに努めます。



<電力の確保>

- 防災拠点となる公共施設など長期の停電によるリスクを回避し、エネルギー供給の自立化・多様化を図るため、再生可能エネルギーシステムやEVの蓄電池利用、自家発電機による電力確保など、自立分散型エネルギーシステムの導入の検討を進めます。

## (4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

### 4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

#### 脆弱性の確認

情報通信網は、被災状況の迅速かつ的確な把握や被災者への情報提供等の手段として非常に重要となりますが、自然災害時には、これらの通信設備の損壊や電話回線の途絶・輻輳等により、情報通信が確保できなくなるおそれがあります。

特に、消防業務に関する通信網は、119番通報や消防部隊の管制等の重要な役割を持っており、異常が発生すれば、迅速かつ的確な消防活動が実施できなくなるおそれがあります。

#### 取組みの方向性

- 既存の防災用通信機器及び関連システム等の適正な管理や機能強化、情報通信技術の進展への対応等、情報通信網の確保・強化を図ります。
- 消防通信の定期的な機器更新や最新の通信規格に対応する設備の高度化等、常時・安定的に稼働する通信環境を目指します。
- 自立分散型エネルギーシステムの導入を検討します。

#### 具体的な取組例

##### <情報通信網の確保・強化>

- 防災行政無線等の通信機器の適切な維持管理を行います。
- 情報通信技術の進展等を踏まえながら、各種通信システム等の更新・再整備を進めます。

##### <消防通信の高度化>

- 横須賀市・葉山町消防通信指令センターの運用のため、消防指令システム関連装置、各種通信機器等の維持管理、更新整備を実施します。

##### <電力の確保>

- 防災拠点となる公共施設など長期の停電によるリスクを回避し、エネルギー供給の自立化・多様化を図るため、再生可能エネルギーシステムやEVの蓄電池利用、自家発電機による電力確保など、自立分散型エネルギーシステムの導入の検討を進めます。

## 4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

### 脆弱性の確認

町民等が大規模災害の影響によるテレビ・ラジオ放送の中断で、災害情報を入力できなくなるおそれがあります。情報発信体制を整備し、迅速かつ正確に情報提供を行う必要があります。

### 取組みの方向性

○既存の防災用通信機器及び関連システム等の適正な管理や機能強化、情報通信技術の進展への対応等、情報通信網の確保・強化を図ります。

### 具体的な取組例

#### <情報通信網の確保・強化>

- 防災行政無線等の通信機器の適切な維持管理を行います。
- 情報通信技術の進展等を踏まえながら、各種通信システム等の更新・再整備を進めます。

## (5) 経済活動を機能不全に陥らせない

### 5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

#### 脆弱性の確認

災害が発生すると、サプライチェーンの寸断等により生産力が低下するおそれがあります。

民間企業において、災害時に一定の事業活動が継続的に実施できるよう業務継続計画（BCP）の策定を促進する必要があります。

#### 取組みの方向性

- 民間企業における業務継続計画（BCP）の策定を促進します。
- 中小企業に対する支援を推進します。

#### 具体的な取組例

##### <事業者に対する支援>

- 民間企業において災害時に一定の事業が継続的に実施できるよう業務継続計画（BCP）の策定についての普及啓発に努めます。
- 関係機関と協力し、中小企業に対する支援を推進します。



## 5-2 社会経済活動・サプライチェーンの維持に必要なエネルギーの供給停止

### 脆弱性の確認

災害が発生すると、電力供給等のライフラインの損壊・断絶等により、停電や燃料の供給が停滞し混乱状態となるおそれがあります。

また、ライフラインに係る混乱状態が発生することによって、社会経済活動に悪影響を及ぼす可能性が高まります。

民間企業において、災害時に一定の事業活動が継続的に実施できるよう業務継続計画（BCP）の策定を促進する必要があります。

### 取組みの方向性

- ライフライン事業者等との連携強化を図ります。
- 民間企業における業務継続計画（BCP）の策定を促進します。
- 再生可能エネルギーシステムの利用を促進します。

### 具体的な取組例

#### <関係機関との連携強化>

- 大規模災害発生後の電力や石油等の早期供給体制を構築するため、国、県、ライフライン事業者と連携した総合防災訓練等を実施し、防災・危機管理関係機関等との連携強化を図ります。

#### <事業者に対する支援>

- 民間企業において災害時に一定の事業が継続的に実施できるよう、業務継続計画（BCP）の策定についての普及啓発に努めます。

#### <電力の確保>

- 災害等で停電等に備え、公共施設、住宅又は事業所等における電気を確保するため、再生可能エネルギーシステム（太陽光発電システム、燃料電池及び蓄電池等）の利用を促進します。

## 5-3 食料等の安定供給の停滞

### 脆弱性の確認

災害が発生すると、道路や水道管等のライフラインの損壊・断絶等により、物資等の流通が停滞又は混乱状態となるおそれがあります。

また、ライフラインに係る混乱状態が発生することによって、物資の枯渇や価格の高騰を招き、町民生活に悪影響を及ぼす可能性が高まります。

### 取組みの方向性

- 自ら備蓄することに関する普及啓発に努めます。
- 物資供給の停滞にも耐えられるよう、分散備蓄や多様な物資の確保に努めます。
- 必要物資等の確保、受援体制の強化を推進します。
- 農業・水産業・商業の連携を促進します。

### 具体的な取組例

#### <食料等の備蓄に関する普及啓発>

- 町民、事業者に対し、自ら食料等を備蓄することについて普及啓発に努めます。

#### <物資供給がなくても耐えられる環境づくり>

- 防災倉庫等の適切な維持管理を実施するとともに、各地域への分散備蓄に努めます。

#### <物資等の受援体制の強化>

- 事業所等との災害時応援協定締結の充実を図るとともに、プッシュ型支援等に迅速に対応するため、物的支援等の受援体制の強化を図ります。

#### <農業・水産業・商業の連携強化>

- 農業・水産業・商業の連携を促進し、食料等の供給体制づくりを進めていきます。

(6) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

## 6-1 電力供給ネットワークや石油・ガスサプライチェーンの機能の停止

### 脆弱性の確認

災害が発生すると、電力供給等のライフラインの損壊・断絶等により、停電や燃料の供給が停滞し混乱状態となるおそれがあります。

また、ライフラインに係る混乱状態が発生することによって、町民生活に悪影響を及ぼす可能性が高まります。

### 取組みの方向性

- ライフライン事業者等との連携強化を図ります。
- 再生可能エネルギーシステムの利用を促進します。

### 具体的な取組例

#### <関係機関との連携強化>

- 大規模災害発生後の電力や石油等の早期供給体制を構築するため、国、県、ライフライン事業者と連携した総合防災訓練等を実施し、防災・危機管理関係機関等との連携強化を図ります。

#### <電源の確保>

- エネルギー供給の多様化を図るため、住宅・事業所等における太陽光等の再生可能エネルギー利用設備の設置や非常電源として活用できる電気自動車等の利用を促進するなど、自立分散型エネルギーの利用拡大に取り組めます。

## 6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

### 脆弱性の確認

災害発生に伴い水道施設の破損が生じた場合、長期にわたり給水に支障が生じるおそれや火災時に消火用水が使用できなくなることがあります。災害時の飲料水や生活用水を確保するため、災害時の応急給水活動が必要です。

### 取組みの方向性

- 水道施設等の整備・耐震化により、災害に強いまちづくりを推進します。
- 関係団体との協力を促進するとともに、支援体制の強化を図ります。
- 上水道に代わる消火体制を確保するため、河川等の自然水利を適切に活用するとともに、防火水槽の整備を図ります。
- 災害用指定井戸の町民への周知と制度の充実を図ります。

### 具体的な取組例

#### <給水体制の確保>

- 県企業庁に対し、水道施設の耐震化及び給水体制の確保について要望します。
- 災害時の応急給水体制の整備を図るとともに、県企業庁との災害時の応急給水に関する訓練等を実施します。

#### <防災体制の強化>

- 災害協定の締結等により、関係機関等が連携した給水体制を推進します。
- 自然水利活用場所の確認、調査及び防火水槽の維持管理を実施します。
- 災害時の生活用水等の確保のため、要件を満たす井戸を災害用指定井戸として登録するとともに、町民への周知や制度の充実を図ります。

## 6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

### 脆弱性の確認

災害発生に伴い汚水処理施設等に破損が生じた場合、交通障害や長期にわたり汚水処理に支障が生じるおそれがあります。下水処理施設については、生活環境保全のため、生活基盤の機能を維持・強化するとともに、災害時に下水道の有すべき機能を維持するため、災害時における下水処理施設等の緊急対応強化、ストックマネジメント計画に基づく下水道施設、管路の更新及び耐震化を推進することが必要です。

大型合併処理浄化槽については、施設の老朽化が進んでいることから、施設の機能を維持しつつ計画的に下水道へ接続していくことが必要です。また、合併処理浄化槽整備区域についても、生活排水処理対策として、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進する必要があります。

### 取組みの方向性

- 下水処理施設等の整備・耐震化により、災害に強いまちづくりを推進します。
- 下水処理施設等の緊急対応の強化を図ります。
- 大型合併処理浄化槽は、計画的に下水道への接続を推進します。
- 合併処理浄化槽整備区域は、合併処理浄化槽の整備を促進します。


### 具体的な取組例

#### <下水処理機能確保>

- 葉山町下水道総合地震対策計画が策定されており、これに基づき下水道地震対策事業を実施し、処理場・ポンプ場については、土木等の施設の耐震化を図っています。また、管路施設、施設の機器等の耐震化については、新たに計画を策定し、これに基づき耐震化を図ります。
- 葉山町ストックマネジメント計画に基づき、下水道ストックマネジメント事業を実施し、下水処理施設等の長期的な施設の状況を予測しながら、更新・改築を計画的かつ効率的に運営し、下水処理機能の確保を推進します。

#### <防災体制の強化>

- 災害時における下水処理施設等の緊急対応を強化するため、下水道業務継続計画（BCP）を毎年見直します。



□災害時における下水処理施設機能及び管路損傷による交通障害等の早期回復を図るため、人員の派遣、資機材の調達等の支援体制を強化するため、関係団体等と連携する災害協定の締結等を推進します。

<生活排水処理の充実>

- 大型合併処理浄化槽については、下水道の整備状況を勘案しつつ、維持管理をするとともに、下水道への接続を実施します。
- 合併処理浄化槽整備区域については、生活環境の保全及び公衆衛生の維持を図るため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。

## 6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

### 脆弱性の確認

災害時には、建築物や電柱の倒壊等により、緊急輸送道路等の陸上交通ネットワークが途絶、寸断することにより、輸送力の低下を招くおそれがあります。

### 取組みの方向性

○緊急輸送道路等の道路閉塞を防止する取組みを推進する等、災害に強い道路網の構築や強化を図ります。

### 具体的な取組例

＜基幹道路ネットワークの確保＞

- 道路等の脆弱性への対策やネットワークの多重性を図ります。
- 橋りょう長寿命化修繕計画に基づき点検・計画策定・工事を実施します。
- 緊急に道路啓開を行う必要がある緊急輸送道路等を中心に、無電柱化の可能性を模索します。

## (7) 複合災害・二次災害を発生させない

### 7-1 市街地での大規模火災等の発生

#### 脆弱性の確認

大規模火災の発生は、市街地における多数の死傷者の発生だけでなく、消防活動体制の限界等による延焼火災のおそれがあることから、火災の発生自体を未然に防ぐことが求められています。

また、延焼火災の発生は、死傷者が発生する可能性を増大させる等、被害の拡大につながるおそれがあります。

#### 取組みの方向性

- 消防力を強化し、災害対応力の更なる向上を図ります。
- 初期消火活動への取組みや火災予防対策を推進します。

#### 具体的な取組例

##### <消防力の強化>

- 消防庁舎、消防団詰所の整備や、消防車両及び資機材の計画的な更新を推進します。
- 消火栓や防火水槽等の整備を進めるとともに、河川等の自然水利を消防水利として適切に活用します。

##### <初期消火体制と火災予防対策の推進>

- 火災予防に関する広報や防火指導、危険物等の安全対策の指導、自主防災組織等の初期消火訓練の実施を推進します。



## 7-2 沿道の建物倒壊等による直接的な被害及び交通麻痺

### 脆弱性の確認

道路等の通行不能により、避難路や緊急輸送道路としての機能を失わせ、多数の死傷者の発生につながるおそれがあります。そのため住宅の耐震化について、耐震診断の呼びかけや、効果的な耐震補強策の普及等、耐震化に関する意識啓発を図るとともに、耐震改修工事の促進を図る必要があります。

### 取組みの方向性

- 建物等の耐震化・整備により、災害に強いまちづくりを推進します。
- 町民に対し防災意識の向上についての周知を図ります。
- 防災工事等の助成制度の充実を図り、家屋の倒壊防止等を促進します。

### 具体的な取組例

#### <建物等の耐震化、改修>

- 木造住宅について、耐震改修工事に関する助成制度や耐震診断を実施し、耐震化に対する普及啓発を行います。
- 道路等に面する危険性の高いブロック塀等の除去に係る支援を行うとともに、所有者自身による安全点検の必要性を周知します。

#### <家屋の倒壊防止>

- 危険木伐採工事費助成金制度やがけ地の防災工事に対する支援を行い、家屋の倒壊防止等を促進します。

### 7-3 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

#### 脆弱性の確認

災害発生時における地理的な誤認識や消費者の過剰反応等による風評被害を防ぐため、平時から広報・広聴活動を充実し、正しい情報を迅速かつ的確に提供する必要があります。

#### 取組みの方向性

○広報・広聴活動の充実を図ります。

#### 具体的な取組例

##### <広報・広聴活動の充実>

- 町の主要な広報媒体である町公式ホームページや広報紙について、情報を見やすく、わかりやすく、適時に情報が発信できるよう内容の充実を図ります。
- 町は、SNSのもつ双方向性の性質を活用して、町外に住む人とも相互コミュニケーションを図るとともに、町の魅力を積極的に発信します。

## (8) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

### 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### 脆弱性の確認

災害時には、災害に起因する廃棄物が大量に発生し、発災直後から仮置場の設置やがれきの撤去等、必要な処理が増大することで、廃棄物の処理が滞ってしまう可能性があります。

また、災害廃棄物の処理が遅延すると、日常的に発生するごみ処理全体に悪影響を及ぼし、生活衛生環境の悪化や、速やかな復旧・復興の妨げになるおそれがあります。

#### 取組みの方向性

- 災害廃棄物処理体制の強化を図ります。
- 定期的に廃棄物の処理等に関する計画を見直し、災害時においても円滑に廃棄物を処理できる体制づくりを図ります。

#### 具体的な取組例

##### <災害廃棄物処理計画>

- 災害廃棄物を迅速かつ適正に処分し、早期の復旧・復興に資し、環境保全の確保を図ることを目的として策定します。
- 関連計画・マニュアル等の充実を図るとともに、実務的な業務手順、様式等の整備を進め関連部署で共有します。

##### <災害時の円滑な廃棄物処理体制>

- 図上訓練等を通じて、廃棄物の処理等に関する計画やマニュアル等を定期的に見直し、災害対応体制の向上を図ります。
- 鎌倉市・逗子市との広域連携により、効率的かつ安定的な一般廃棄物の処理体制を構築するとともに、関連する機関、事業者と発災時の連絡体制や具体的な支援内容について協議を行い、発災後、速やかに処理体制を構築できるよう調整を進めます。
- 発災時に災害廃棄物を迅速かつ適正に処理できるよう、研修及び訓練を通じて、災害廃棄物処理に係る知識や情報を得て、発災に備えます。また、訓練内容等は、適時見直し、実効性の向上を図ります。

## 8-2 復旧・復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

### 脆弱性の確認

災害時の復旧・復興において専門家等の人材不足により、速やかな復旧・復興の妨げになるおそれがあります。関係団体、他自治体との復旧・復興に関する連携を強化する必要があります。

### 取組みの方向性

- 専門家の受入れ体制の強化を図ります。
- 災害ボランティア活動の環境整備を図ります。

### 具体的な取組例

<復旧・復興に対する体制整備>

- 復旧・復興に対する専門的な業務に対応するため、関係団体との協定等に基づき、専門家の派遣を要請します。
- 平時から関係団体や他自治体等との協力体制の強化を図ります。
- 関係団体等と連携し災害ボランティアの受入れ、活動を支援します。

### 8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### 脆弱性の確認

災害時は、避難所等において、町民や地域コミュニティによる自助・共助が非常に重要となりますが、人材や資機材の不足から地域コミュニティとしての機能不全に陥り、コミュニティ自体の崩壊につながる可能性があります。

#### 取組みの方向性

- 町民と地域コミュニティによる自助・共助の促進、体制の強化を図ります。
- 避難所等の運営について、一層の体制整備を図ります。

#### 具体的な取組例

##### <自助・共助の促進>

- 自主防災組織等の訓練や会議を通じて、地域の自主的な防災体制の強化を図ります。
- 若い世代や子育て世代の参加を促進するとともに、訓練等の活動への参加者の増加を図ります。
- 様々な地域活動の支援等を通じて、町民の顔が見える関係づくりや防犯意識の高揚等を行うことにより、災害時における治安悪化のリスクを可能な限り低減します。

##### <避難所等の適切な運営>

- 円滑な避難所の運営を行うため、避難所運営マニュアルの充実を図ります。
- 多様な視点を取り入れた運営や感染症対策について、訓練等を通じて普及啓発に努めます。

## 第5章 地域計画の進行管理

### 1 地域計画の進行管理

#### (1) 町総合計画と整合した進行管理

地域計画は、町総合計画に基づく様々な施策（以下「推進施策」という。）の指針となるものであることから、この計画を着実に推進するためには、推進施策との整合を図りながら取り組んでいく必要があります。

そのため、推進施策の中からリスクシナリオを回避するために必要な取組みを抽出し、リスクシナリオを回避するための取組事業として整理するとともに、定期的に更新する等、町総合計画と整合した進行管理を行います。

#### (2) 効率的な評価体制の整備

より効率的に強靱化に資する取組みを評価するため、推進施策の進行管理における評価結果を活用し、本町の強靱化の視点（リスクシナリオの回避）から再評価を行います。

また、再評価の結果を蓄積することで、計画の見直しを行うための検討や、見直しの根拠資料として活用します。

## 葉山町国土強靱化地域計画

令和4年3月

発行 葉山町総務部防災安全課

〒240-0192

神奈川県三浦郡葉山町堀内2 1 3 5番地

TEL046-876-1111